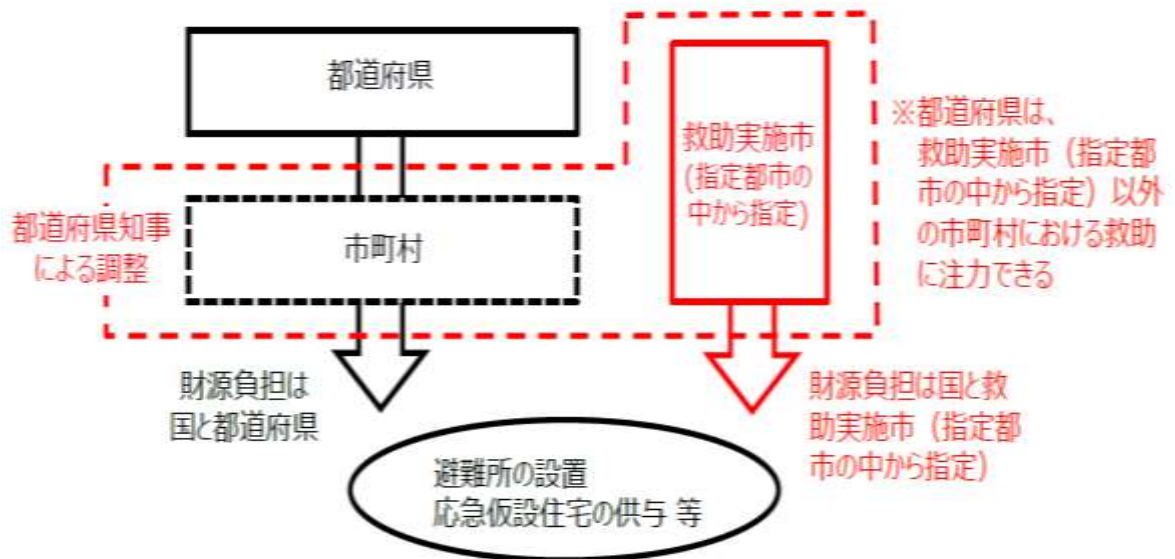


## 救助実施市制度の概要

- ・救助実施市制度とは、一定規模以上の災害で災害救助法が適用された場合、一般的に、法による救助は都道府県が実施し、市町村はこれを補助することとなるが、内閣府が指定する救助実施市は、救助の実施主体として自らの事務で被災者の救助を行うことを可能とする制度である。
- ・救助実施市は、その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして国が指定する市である。

<都道府県及び救助実施市における救助の流れ>



- ・現在、指定都市 20 市のうち、12 市が救助実施市。  
 ( 仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、  
 京都市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市 )